

最高裁庁第100号

(庶ろー06)

平成31年4月10日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局刑事局長 安 東 章

最高裁判所事務総局広報課長 徳 岡 治

裁判員制度施行10周年に関連する広報活動への協力依頼書

簡の発出について（通知）

本年5月21日に裁判員制度が施行後10年を迎えることを受け、この度、別添1及び2のとおり全国市長会及び全国町村会に対して、標記書簡を発出いたしましたので、お知らせいたします。

各府におかれましては、今後、裁判員制度施行10周年に関連する広報行事につき、近隣の自治体に対して協力依頼等を行う場合には、必要に応じて別添の書簡を活用するなどして、充実した広報活動を行うための一助としていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(別添 1)

平成 31 年 3 月 26 日

全国市長会 御中

最高裁判所事務総局刑事局長 安 東 章  
最高裁判所事務総局広報課長 徳 岡 治

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より裁判員制度をはじめとする裁判所の取組につき、格別の御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、裁判員制度は、国民の皆様の健全な常識に根ざした、より一層信頼性の高い裁判の実現を目指すもので、平成 21 年 5 月 21 日に施行されてから間もなく 10 年の節目を迎えます。この間、全国で 1 万件以上の裁判員裁判が実施され、8 万人以上の国民の皆様に裁判員等として御参加いただきました。裁判員制度が 10 年間にわたり概ね順調に運用されてまいりましたのも、このように裁判員等として御参加いただいた方々のみならず、それを支えていただいた方々など、多くの国民の皆様に支援していただいた賜物であると認識しております。

この度、全国の裁判所では、裁判員制度の施行 10 周年を記念して、国民の皆様に改めて制度の意義や役割を御理解いただくことなどを通じ、裁判員制度を、社会を支える基盤としてより一層根付かせることを目的とした広報行事を行うこととしております。今後、各市区長の皆様に対し各裁判所より、広報誌への掲載等、様々な形で広報活動などへの御協力をお願いさせていただくことになろうかと存じますが、貴会におかれましても活動の趣旨につき御理解と御協力を賜りますよう、何卒お願い申し上げます。

敬 具

(別添 2)

平成 31 年 3 月 26 日

全国町村会 御中

最高裁判所事務総局刑事局長 安 東 章

最高裁判所事務総局広報課長 徳 岡 治

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より裁判員制度をはじめとする裁判所の取組につき、格別の御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、裁判員制度は、国民の皆様の健全な常識に根ざした、より一層信頼性の高い裁判の実現を目指すもので、平成 21 年 5 月 21 日に施行されてから間もなく 10 年の節目を迎えます。この間、全国で 1 万件以上の裁判員裁判が実施され、8 万人以上の国民の皆様に裁判員等として御参加いただきました。裁判員制度が 10 年間にわたり概ね順調に運用されてまいりましたのも、このように裁判員等として御参加いただいた方々のみならず、それを支えていただいた方々など、多くの国民の皆様に支援していただいた賜物であると認識しております。

この度、全国の裁判所では、裁判員制度の施行 10 周年を記念して、国民の皆様に改めて制度の意義や役割を御理解いただくことなどを通じ、裁判員制度を、社会を支える基盤としてより一層根付かせることを目的とした広報行事を行うこととしております。全国の各町村様にも、裁判所における広報活動につき、広報誌への掲載等、様々な形で御協力をお願いさせていただくことになろうかと存じます。つきましては、貴会におかれで、このような裁判所の活動の趣旨につき御理解をいただき、全国の各町村様への御周知等につき御高配を賜りますよう、何卒お願い申し上げます。

敬 具